

# 松浦市移住支援金申請に係るチェックリスト

申請期限：2月15日（閉庁日の場合は、翌開庁日まで）

（1）及び（2）から（5）のうち該当する要件をご確認ください。  
申請者が世帯の場合は、上記に加えて、（6）の要件をご確認ください。  
なお、（2）専門人材型、（3）テレワーク型及び（5）関係人口型は  
令和3年6月25日以降に転入した方が対象となります。

## （1）共通（7つの要件すべてを満たす必要があります。）

- 支援金の申請日は、松浦市に転入した日から3ヶ月以上1年以内である。
  - 松浦市に転入した日の直前10年間のうち通算5年以上、下記いずれかに該当する。
    - ① 東京23区内に在住していた。
    - ② 東京圏※1（条件不利地域※2を除く）に在住し、東京23区内へ通勤（雇用者の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤）していた。
- ※1 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ※2 条件不利地域
- 【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
  - 【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
  - 【千葉県】館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
  - 【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村
- 松浦市に転入した日の直前に連続して1年以上、下記いずれかに該当する。
    - ① 東京23区内に在住していた。
    - ② 東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていた。（東京圏に在住して東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間とする。）
  - 申請者及び世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
  - 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している。
  - 支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。

⇒5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性があります。

(2) 就職（共通要件および該当する場合の要件すべてを満たす必要があります。）

(一般・専門人材※3共通)

※3 専門人材：内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業している方

- 勤務地が長崎県内である。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職している。
- 支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある。

(一般)

- 就業先が、長崎県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人掲載している法人等である。
- 申請者の3親等以内の親族が代表者など経営を担う役職を務めている法人への就職ではない。
- 求人への応募日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降である。

(専門人材)

- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

(3) テレワーク

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、松浦市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う
- 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金を提供されていない。

(4) 創業

- 松浦市への転入から1年以内に、県移住支援事業実施要領に従い実施する創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けている。

**(5) 関係人口（次に掲げる①から③の要件すべてを満たす必要があります。）**

**①就業**

- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。
- 特別職の国家公務員及び地方公務員、国家公務員法又は地方公務員法の適用を受ける公務員及び適用を受けようとする者ではない。
- 週30時間以上の勤務から雇用の契約が1年以上である職に就き、5年以上の勤務意思がある。

**②関係人口（次のいずれかに該当する必要があります。）**

- 松浦市で出生した。
- 松浦市で過去に就学又は就労したことがある。
- 過去5年以内にふるさと納税で松浦市へ寄附した。
- 松浦市の人、企業、団体等を応援した（地域課題解決を応援する仕組みに参加した）。
- ながさき移住倶楽部又は西九州させば広域都市圏サポーター若しくは松浦市UIターン人材登録制度に登録し、かつ、直近1年以内の登録期間中に最低1回来訪し、松浦市又は西九州させば広域都市圏構成市町のお試し住宅（滞在施設）を利用した。

**③その他**

- 生活保護法の適用を受けている者又は受けようとする者ではない。
- 市税等を滞納していない。

**(6) 世帯（单身以外の場合は、次の要件すべてを満たす必要があります。）**

- 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時に居住期間が転入後3カ月以上1年以内である。
- 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していた。
- 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属している。
- 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。

# 松浦市移住支援金申請に係る提出書類

## (1) 共通：次の書類はすべて提出してください。

- 移住支援金交付申請書（様式第1号、別紙1・2を含む）
- 写真付き身分証明書（写真付き証明書が無い場合は、2種類以上の書類を提出願います。）
- 移住元の住民票除票または戸籍附票の写し ※移住される前の自治体で発行します。
- 移住支援金補助金交付請求書
- 振込先が分かる書類（通帳の写し）

## ※東京23区以外の東京圏に在住していた方（該当する方のみ提出）

### ①東京23区への通勤者

- 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し、在勤地及び在勤期間が分かる法人等の就業証明書など

### ②東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主（いずれか一つ）

- 開業届出済証明書等
- 個人事業等の納税証明書又は確定申告書の写し

### ③東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した方（全て）

- 卒業証明書等の在学期間や卒業校を確認できる書類の写し
- 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し、在勤地及び在勤期間が分かる法人等の就業証明書など

## ※世帯（2人以上）で申請する場合

- 世帯員全員分の移住元の住民票除票または戸籍附票

## (2) 就職（一般・専門人材）

- 就業証明書（様式第2号の1）

## (3) テレワーク

- 就業証明書（様式第2号の2）

## (4) 創業

- 移住支援金の交付決定通知書
- 個人事業の開業届出書又は法人設立届出書の写し

## (5) 関係人口

### ①就業に関する要件

- 就業証明書（様式第2号の3）

### ②関係人口に関する要件（いずれか1つ）

- 松浦市の関係人口要件（様式第1号別紙3）
- 出生地の場合：戸籍謄本
- 就学の場合：卒業証書等在学していたことを証明できる書類
- 就学の場合：雇用保険被保険者離職票又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し、在勤地及び在勤期間が分かる法人等の就業証明書など
- 寄附等の場合：寄附証明書や領収書等の寄附を行ったことがわかる書類
- 滞在の場合：会員を証明する書類及びお試し住宅の使用許可証等の滞在を証する書類

### ③その他に関する要件

- 松浦市の完納証明書（世帯の場合は該当者全員分）